

令和 4 年度利益相反規則改正に関する Q&A

1. 今回の利益相反規則改正の趣旨と方向性について説明してほしい。

【回答】

今回の利益相反規則改正は、直接的には令和 3 年 4 月に統合イノベーション戦略推進会議において研究インテグリティの確保に係る新たな対応方針が決定され、それを受けて文部科学省の関係 4 局長連名の依頼文書が学長宛てに送付されてきたことを受けたものです。そこで言われているのは、「近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスク」が生じてきているということです。

例えば共同研究に参加している研究者の中に特定の国との連携・協力関係を伏せたままで共同研究を行い、研究成果を当該国に流出させるという懸念があります。それによって研究基盤としての開放性、透明性が損なわれたり、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されています。その背景にあるのは、中国の「千人計画」に代表されるような水面下の技術流出であり、米国が同盟国に技術流出防止に対して米国と同様の対応を求めており、仮に適切な対応を取らなければ欧米各国の大学等との国際的な共同研究もできなくなるような状況となっていることがあります。

今回求められているのは、研究者自身の自覚や大学・研究機関における利益相反・責務相反等の規程及び管理体制の整備であり、かつ、研究資金配分機関は、申請者に対して、透明性確保のための必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めています。今回の本学における利益相反規則の改正はこれらの要請に応えるためのものです。

2. 今回の利益相反規則改正で、主要な改正点は何なのか。また、その改正の目的は何か。

【回答】

今回の主要な改正点は、個人的な利益の報告の範囲を拡大したことです。このため、報告の対象を、株式等を除き筑波大学と契約関係にある企業等という条件を外して全部の企業等に拡大するとともに、個人的な利益の範囲についてもこれまでの兼業報酬、実施料等収入、給与、株式等の保有に加えて「企業等から職員等に対して提供される法人¹の管理下でない金銭、物品、役務等であって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの」（利益相反規則 10 条 1 項 3 号）も対象とすることとしました。

ただしここで注意してほしいのは、新たに加えることとしたのは、企業・団体からの本学の管理下でない金銭・物品・役務等で職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものに限定していることです。例えば、民間の研究支援団体から教員個人が研究資金の提供を受けた場合には、本学では教員個人から学長宛てに寄附してもらい本学でその経理を行う取扱いとしています。したがって、教員が個人的に学外の組織・団体から資金等の提供を受け、しかも、それを個人的に保有しているというのはかなり稀な場合であると想像されます。つまり、報告の範囲を拡大したといっても実際にそれに影響される職員等は少ないのではないかと考えられます。

¹ 「法人」とは国立大学法人筑波大学を指す。

しかし稀であっても、万一の場合に備えて報告を求める体制を整備しておくことが重要です。特に、政府の統合イノベーション推進会議の決定（2021年4月27日）で、「研究資金配分機関（FA）等は、申請者に対して、研究資金や兼業等に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること。」とされているので、本学としてもこの利益相反規則の改正により仮に事例があれば報告を求める仕組みとしておくことがファンディング・エージェンシーに研究資金を申請するための必須の前提条件となっているのです。例えば、科研費の国際共同研究強化（B）については4月から公募が始まり、4月時点で規則を改正できていないと、このような競争的資金に応募できなくなるという状況となっているということです。

また、この報告の範囲の拡大に実効性を持たせるために、報告の時期についてもこれまで年1回の報告のみであったものを事案のつど報告を求める随時報告の仕組みを取り入れ、変更があった場合の報告も求めることとしました。

3. 今回の規則改正で、本人以外の報告の対象を「生計を一にする二親等以内の親族」としていたのを「生計を一にする一親等以内の親族」に改め、かつ、当該義務を株式等の保有の場合に限定し、本学と契約関係にある企業等としたのはなぜか。

【回答】

今回の規則改正で、一方では、報告の対象となる企業等の範囲を拡大し、また、個人的な利益の範囲も拡大することとしたため、職員等の負担が増えることが予想されたので、その負担軽減を図るとともに、この規則改正の機会に、国のガイドライン等²の基準に合わせる形で、「二親等内」を「一親等内」に改正しました。

また、親族に係る報告義務について、当該義務を株式等の保有の場合に限ることとしたのは、個人的な利益について他の兼業収入や研究成果の実施料収入は本来であれば本人以外に考えにくく、また、給与については本学と企業等との契約関係を外してしまうと配偶者についてはあまりにも広く対象を取りすぎてしまうため、当該義務を株式等の保有の場合に限ることとしたものです。

4. 利益相反規則10条1項3号の「第1号に掲げるもののほか、企業等から職員等に対して提供される法人の管理下でない金銭、物品、役務等であって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの」について、どのようなものなのか詳しく説明して欲しい

【回答】

例えば、民間の研究支援団体から教員個人が研究資金の提供を受けた場合には、本学の会計ルールハンドブックにあるとおり、教員個人から学長宛てに寄附してもらい本学でその経理を行う取扱いとしているので本学の管理下にあることとなります。このように、実際には、企業等からの本学の管理下でない金銭、物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの、というのは稀なケースであり、ほとんどは本学の管理下にあると考えられます。

² 文科省モデルプログラム「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」（平成18年3月）、「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針」（平成20年3月31日科発第0331001号厚生科学課長決定）等

なお、企業等からの依頼を受けて講演や原稿執筆を行う場合、大学に兼業の届を提出していれば大学の管理下にあることになり、「兼業報酬」として報告することになります。兼業にあたらぬ原稿執筆により謝金を受け取った場合（印税を含む。）については、職務外の行為に対して謝金を受け取ったものであり「職務に関連するもの」に該当せず、かつ、このような原稿執筆はそれぞれの分野において長年にわたり広く慣行として行われているので「職務の信頼性を損なうおそれがあるもの」にも該当しないため報告義務の対象外となります。したがってほとんどは自己申告書 C 欄の「執筆料」には該当しないと考えられますが、該当するとすれば、「職務に関連するもの」としては例えば、大学で購入した研究機器についての使用の経験に基づく利点や課題などを執筆して広告・宣伝に利用される場合などが該当します。また、「職務の信頼性を損なうおそれのある場合」としては例えば通常の執筆料を超えた高額な執筆料であって、これにより将来技術流出を要求されるようなおそれがある場合などが該当する可能性があります。

5. 職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものの具体的事例を挙げて欲しい。

【回答】

- ・職務に関連するもの：外国政府の関連機関等から教員が大学で行う研究のための資金や設備などの提供を受けることなどが想定されます。このほか、企業等から研究設備の提供を受けて研究室で使用していたが、寄附等の手続を取ることを失念していた場合なども含まれます。
- ・職務の信頼性を損なうおそれのあるもの：外国政府の関連機関等や外国の大学で何らかの役職につきその給与を受けている場合（間接的には職務に関連している場合もあるが、形式的にはしない）や、これらの機関等から高額な贈与品などを受けている場合などで、これらにより第三国の政府機関への技術流出が懸念されることによって国際的な信用の低下につながるおそれのある場合。

◎ポイント→

- (1) FA が申請者に対し、透明性確保のために全ての情報を関係規程等に基づき所属機関に報告している旨の誓約を求めることとされたこと。
- (2) 実際問題として今回追加された申告項目で大学の管理下でないものは極めて稀であると推測されること。

6. 学生等からのお歳暮や納入業者からの菓子折りは報告する必要があるか。

【回答】

- ・学生等からのお歳暮に関しては、本学職員倫理規則に規定があることに注意する必要があります。すなわち、同規則 7 条 1 項によれば、職員は、利害関係者から、金銭、物品等を受け取ることを禁止されています。この利害関係者の中には、博士論文を申請している大学院生や、卒業認定・修了認定の対象となる学生等も含まれます。そして、これらの業務に携わる教員が禁止規定の対象となることがあります。万一、受取った場合には、報告の対象となります。
- ・納入業者からの菓子折りにについては、通常、社交的儀礼・慣行の範囲内と解釈され、また、対価性のないものと考えられるので、報告の対象外。

「職務に関連するもの」は、賄賂などを判断する場合の、職務に対する対価的なものとして狭く判断しています。今回の規則改正は、基本的には上記回答 5 にあるとおり、外国政府

等への技術流出を念頭に置いているものであるということが重要です。

7. 株式等の保有は契約関係にある企業等の株式等に限定されているが、その契約関係の期間はいつの時点のものか。

【回答】

申告年度中の契約関係となります。

8. 随時報告があれば年1回の定期的報告は不要ではないか。

【回答】

株式等の保有については、新規取得時に随時報告をしたとしても翌年度も継続して保有している場合は、当該翌年度分の定期的報告時に申告してもらう必要があります(株式等の保有数の変更・売却については随時報告します。)

また、株式等の保有以外の項目については、随時報告をきちんとしていれば、定期的報告制度は利用するケースはあまりないと考えられますが、特に、兼業報酬、実施料等収入、給与については各年度の合計が100万円以上となる見込みとなった時点で報告義務があり、年度末にそれが判明したときには、その年の5月末までという一定期間の猶予を持たせて前年度分の利害関係を報告し、次年度からはまた新たに取り組むという区切りとルーティーンがあった方がシステムとしては回りやすいのではないかと考えます。

なお、状況に変化が生じて規則を改正する場合には、従来の規則の安定性が侵されないように最小限の変更にとどめることが基本です。定期的報告は本学では2005年から15年にわたり定着してきた制度であり、随時報告が課せられるようになったからと言ってすぐに廃止をしなければならないという制度ではありません。定期的報告を廃止せずに残す効果としては、例えば、教職員が多忙でというっかり随時報告を忘れてしまった場合でも、直ちに規則違反として指摘して糾弾するのではなく、1年間という猶予を持たせて、少なくとも翌年度5月末までには報告することができるという制度であるということです。